







凡例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域(港湾施設)
-  騒音面的評価区間
-  一般国道
-  主要地方道(県道)
-  一般県道

0 2.5 5 10 km

1:200,000



注：黒数字は表-3.1.10のNo.に対応します。
 出典：国立環境研究所ウェブサイト「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」
 (<https://tenbou.nies.go.jp/gis/>)をもとに作成

図-3.1.8(1) 自動車騒音の面的評価区間



図-3.1.8(2) 自動車騒音の面的評価区間

4) 発生源の状況

(a) 騒音規制法に基づく届出の状況

令和2年3月末現在における「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく特定施設の届出状況を表-3.1.12に示します。鹿児島県内の特定施設は、1,571工場、8,243施設となっています。

表-3.1.12 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

施設の種類	施設数	工場数
金属加工機械	686	121
空気圧縮機等	5,416	949
土石用破碎機等	591	116
織機	513	23
建設用資材製造機械	121	85
穀物用製粉機	5	3
木材加工機械	368	148
抄紙機	5	1
印刷機械	394	108
合成樹脂用射出成形機	143	16
鋳造型機	1	1
計	8,243	1,571

注：令和2年3月末現在。

出典：「令和2年版環境白書」（令和3年1月、鹿児島県）

また、令和元年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況を表-3.1.13に示します。鹿児島県内の特定建設作業の届出数は351件となっています。

表-3.1.13 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況（令和元年度）

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	42
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	186
空気圧縮機を使用する作業	22
コンクリートプラント等を設けて行う作業	8
バックホウを使用する作業	72
トラクターショベルを使用する作業	4
ブルドーザーを使用する作業	17
計	351

出典：「令和2年版環境白書」（令和3年1月、鹿児島県）

(b) 鹿児島県公害防止条例に基づく届出の状況

令和2年3月末現在における「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年条例第41号）に基づく特定施設の届出状況を表-3.1.14に示します。鹿児島県内の特定施設は、延べ359工場、1,178施設となっています。

表-3.1.14 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

施設の種類	施設数	工場等数
やすり目立機	—	—
のこ目立機	4	3
圧縮機	749	191
送風機	268	76
走行クレーン	55	14
動力打綿機等	49	38
コンクリートブロックマシン	53	37
計	1,178	359

注：令和2年3月末現在。

表中の工場等数は延べ数です。なお工場等数の実数は309です。

出典：「令和2年版環境白書」（令和3年1月、鹿児島県）

5) 騒音に係る苦情の件数

「平成28年～令和2年版環境白書」（鹿児島県）によると、平成27年度～令和元年度の5年間の騒音に係る苦情の件数は、西之表市、中種子町、南種子町ともに0件となっています。

(4) 振動

1) 環境振動の状況

調査対象地域において、環境振動の調査は実施されていません。

2) 道路交通振動の状況

調査対象地域において、道路交通振動の調査は実施されていません。

3) 発生源の状況

令和2年3月末現在における「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく特定施設の届出状況を表-3.1.15 に示します。鹿児島県内の特定施設は、775工場、3,604施設となっています。

表-3.1.15 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

施設の種類	施設数	工場数
金属加工機械	399	97
圧縮機	1,763	463
土石用破碎機等	451	78
織機	503	15
コンクリートブロックマシン等	35	18
木材加工機械	87	54
印刷機械	130	37
ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	235	12
鋳造型機	1	1
計	3,604	775

注：令和2年3月末現在。

出典：「令和2年版環境白書」（令和3年1月、鹿児島県）

また、令和元年度の振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況を表-3.1.16 に示します。鹿児島県内の特定建設作業の届出数は199件となっています。

表-3.1.16 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況（令和元年度）

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	39
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	160
計	199

出典：「令和2年版環境白書」（令和3年1月、鹿児島県）

4) 振動に係る苦情の件数

「平成28年～令和2年版環境白書」（鹿児島県）によると、平成27年度～令和元年度の5年間の振動に係る苦情の件数は、西之表市、中種子町、南種子町ともに0件となっています。

(5) 悪臭

1) 発生源の状況

令和2年3月末現在における「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年条例第41号）に基づく特定施設の届出状況を表-3.1.17に示します。鹿児島県内の特定施設は、56工場等、149施設となっています。

表-3.1.17 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

用途区分	施設名	規模	届出施設数
獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	30
	(2)蒸解施設	〃	54
	(3)乾燥施設	〃	16
菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	14
	(2)乾燥施設	〃	14
パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	すべてのもの	1
	(2)葉液回収施設	〃	0
鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設	すべてのもの	4
でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	16
計			149
工場等数			56

注：令和2年3月末現在。

出典：「令和2年版環境白書」（令和3年1月、鹿児島県）

2) 悪臭に係る苦情の件数

「平成28年～令和2年版環境白書」（鹿児島県）によると、平成27年度～令和元年度の5年間の悪臭に係る苦情の件数を表-3.1.18に示します。西之表市、中種子町が0件、南種子町が3件となっています。

表-3.1.18 悪臭に係る苦情の件数（平成27年度～令和元年度）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	計
西之表市	0	0	0	0	0	0
中種子町	0	0	0	0	0	0
南種子町	0	2	0	1	0	3
計	0	2	0	1	0	3

出典：「平成28年～令和2年版環境白書」（鹿児島県）

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象

1) 河川及び湖沼の状況

調査対象地域における河川及び湖沼の分布を図-3.1.9 に示します。

調査対象地域においては、一級河川はなく、二級河川として、西之表市では湊川、甲女川、川脇川、西京川の4河川、中種子町では向井川、苦浜川、阿嶽川、熊野川の4河川、南種子町では郡川、鹿鳴川、大浦川、宮瀬川、古川川の5河川があります。これら主要河川の概況を表-3.1.19 に示します。

また、西京川上流に「西京ダム」があります。西京ダムの概況を表-3.1.20 に示します。南種子町には、自然景観資源として選定されている、「長谷の池」と「宝満の池」が分布します。

表-3.1.19 主要河川の概況（二級河川）

No.	河川名	流域及び流末地	流路延長(km)
1	湊川	西之表市	8.0
2	甲女川	西之表市	7.5
3	川脇川	西之表市	6.0
4	西京川	西之表市	3.3
5	向井川	中種子町	3.2
6	苦浜川	中種子町	3.1
7	阿嶽川	中種子町	2.3
8	熊野川	中種子町	2.5
9	郡川	南種子町	6.5
10	鹿鳴川	南種子町	5.1
11	大浦川	南種子町	5.0
12	宮瀬川	南種子町	3.0
13	古川川	南種子町	1.3

資料：熊毛支庁建設課

出典：「令和2年度熊毛地域の概況」（鹿児島県熊毛支庁、令和3年3月）

表-3.1.20 西京ダムの概況

所在地	西之表市西之表
河川	西京川水系又延川
目的	かんがい、上水道
形式	ロックフィル
堤高/堤頂長	29.7m/133.8m
総貯水量	2,301千m ³
有効貯水量	2,238千m ³
流域/湛水面積	4.2k m ² /26ha
ダム事業者	鹿児島県

出典：ウェブサイト「DamMaps」(<https://www.dammaps.jp/>)